

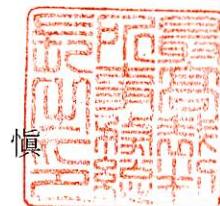
最高裁秘書第 850 号

令和 4 年 3 月 28 日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書の開示についての通知書

令和 3 年 10 月 30 日付け（同年 11 月 1 日受付、第 030661 号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり情報を提供することとしましたので通知します。

記

1 提供する司法行政文書の情報等

裁判官会議（第 33 回）議事録（令和 3 年 11 月 10 日開催）抜粋（片面で 2 枚）

2 提供の実施方法

写しの送付

裁判官会議資料第2
(11月10日開催)

裁判官会議付議人事関係事項(令和3.11.10提出)

7 令和3年度司法修習生の修習期間の決定について

令和3年度司法修習生について、裁判所法第67条の2第1項及び第67条の3第1項の「修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間」を、いずれも令和3年11月12日から令和4年12月7日までと定める。